

2022年10月吉日

お客様各位へ

熊本信用金庫

当座勘定規定の一部改定について

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、2022年11月4日（金）から電子交換所への移行に伴い、当座勘定規定の一部改定することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、改定日以前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

1.改定日

2022年11月4日（金）

2.主な改定内容

当座勘定規定 新旧対照表 ※下線部が改定箇所

改定後（新）	改定前（旧）
第7条（手形、小切手の支払） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u> <u>（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u>	第7条（手形、小切手の支払） （1）同左 <u>（新設）</u> <u>（2）同左</u>
第8条（手形、小切手用紙） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用	第8条（手形、小切手用紙） （1）同左

<p>してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払いをしません。</p> <p>(4) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p>(5) <u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p>(6) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3ヵ月を経過した場合は返却を求めることができなものとします。</u></p> <p>(7) <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 同左</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第16条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 (<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます</u>) を、届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえば、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>第16条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえば、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

<p>(2) 手形、小切手として使用された用紙 (電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき偽造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき偽造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) 同左</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>第28条 (個人信用情報センターへの登録) 個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用することができるものとします。</p> <p>①差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>③手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p>
<p><u>第28条</u> (成年後見人の届出)</p>	<p><u>第29条</u> (成年後見人の届出)</p>
<p><u>第29条</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p>	<p><u>第30条</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p>
<p><u>第30条</u> (規定の変更等)</p>	<p><u>第31条</u> (規定の変更等)</p>